

消費生活センターとは？

困ったら、
まず相談！

消費者安全法に基づき、地方自治体に設けられており、消費者のトラブルの解決に向けた助言、あっせん、情報提供を行っています。

いやや
188



消費生活に関する相談を受ける全国共通の電話番号として、「消費者ホットライン」
いやや
188が設けられており、ここに電話をすれば、近くの消費生活センターなどの相談窓口にかかるようになっていきます。

就職や進学、転居などで近くの消費生活相談窓口の所在地がわからない場合も、「
いやや
188」に電話をかければ、相談することができます。



持続可能な社会のために、できることから始めよう！



～エシカル消費～

自分のことだけでなく、自分以外の人や社会、環境のことを考えて、未来の世界のことを考えて行う消費をエシカル消費といいます。

※1 サステナブルとは、「持続可能な」という意味。主に自然にある資源を長い期間維持し、環境に負荷をかけないようにしながら、利用していくことを目指すこと。

- 必要のない照明はこまめにスイッチオフしよう！
- エアコンの設定温度は夏に高め、冬に低めにしよう！
- マイボトル・マイ箸を使おう！ごみの削減をし、森林を守ろう！
- できるだけ簡易包装の品物を買おう！紙やプラスチックなどのごみを減らせば、埋め立て地を増やさなくてもよくなるよ！
- 地元で買い物をしよう！地元企業の雇用が増え、品物を運ぶトラックも減ってCO₂削減にもなるよ！
- サステナブルシーフードを選んで買おう！どの産物が安全に消費できるかどうか調べてみよう！
- SNSで気候変動や女性の権利について気になる投稿を見つけたら、友達にシェアしよう！

イラストは消費者庁イラストを一部利用しています。

18歳から大人



☆民法改正で成年年齢が18歳になります。

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人に達すると、親の同意を得ず自分の意思で契約ができるようになります。自分で決め、その責任も自分で負うことになります。

☆変わること・変わらないことは何？

- 変わること…18歳からできるようになること
 - 親の同意なく契約ができるようになる
 - 公認会計士や司法書士などの国家資格が取得できる
 - 結婚（男女共に18歳になる）
 - 外国人が帰化できる（日本国籍の取得）



- 変わらないこと…20歳にならないとできないこと
 - 喫煙・飲酒
 - 公営ギャンブル（競馬・競輪・モーターボート競艇等）
 - 国民年金の被保険者資格取得
 - 大型・中型の運転免許



☆注意しなければならないこと!!

成年年齢を18歳に引き下げた場合、18歳・19歳の成人は、親の同意なく一人で契約できるようになるため、クレジットカードを作成したり、ローンを組んで自動車を購入することができます。今までのように未成年者取り消しができなくなり、消費者被害の拡大が予想されます。

制作・監修
NPO消費者支援グループ
ひめまる

事務所：〒790-0013 松山市河原町141番地 電話/FAX：089-933-6441
E-mail：ehime@himemaru.org URL：http://www.himemaru.org



契約とは

契約とは「法的な責任を伴う約束」のことで、お互いの「申込」と「承諾」の「意思表示の合意」で成立します。

売ります(承諾)



買います(申込み)

契約は取り消すことができないの？

いったん契約した以上、契約を一方的に取りやめたり、内容を変更したりできませんが、契約そのものを「無効」とできる場合や、「取消」「解除」ができる場合があります。

クーリング・オフ制度とは

不意打ち的な勧誘などで契約したとき、冷静に考え直す期間を与え一定の期間内であれば、無条件で申込の撤回や、契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフすると、支払ったお金は返され、消費者は手元にある商品を返します。



若者から こんな相談受けてます!!



・友人からの儲け話

・SNSで知り合った友人に「儲け話がある」と誘われ、会社社長に自宅のタワーマンションで投資用ソフトの勧誘を受けた。「お金がない」と断ったところ、消費者金融で借りよう指示されて借金して契約したが、説明と異なり儲からない。

➡ 簡単に大金を得られることはありません。また、借金してまで契約しないでください。

・友人から儲かる話があるとわれ、暗号資産(仮想通貨)の投資のような契約をした。「1人勧誘すれば40万円入る。3人誘えば元が取れる。」と説明を受けたが投資の内容もわからないので解約したい。

➡ 契約書を受け取っていますか？契約内容を確認しましょう。



・情報商材のトラブル

・「ホームページを作りアクセス数を増やすことで、誰でも簡単に一日10万円稼げる」というSNSの書き込みに興味を持ち、ネットで1万円の情報商材を購入した。すると、アクセス数を増やすツールを次々と電話で勧誘され、クレジットカードで90万円、現金で85万円を支払った。「命がけてサポートする」と記載されていたのに、実際はサポートがなく、儲からない。

➡ 「儲かるまでサポートする」等の事業者の説明を安易に信用しないでください。情報商材は購入するまで内容を確認することができず、購入したら内容が違ったというトラブルが絶えません。

・フリマサービスのトラブル

・ゲーム機を購入した。商品到着前に受け取り手続きをしてくれたら、値引きをされるとわれ、ルール違反とはわかっていたが、受け取り手続きをした。しかし届いたのは水で、その後、売り主と連絡が取れない。

➡ ルール違反とわかっていたのであれば、難しいが、運営会社に相談してみましょう。

・バッグを購入したが傷だらけだった。受け取り手続きを保留したら、売り主から脅すようなメールが届くようになった。運営会社に相談したが「双方で話し合うように」とわれた。

➡ フリマは個人間売買なので、自己責任になる場合が多いです。



・インターネット通販のトラブル(定期購入)

・インターネットの広告を見て、600円のダイエット青汁をお試しのつもりで申し込んだ。しばらくして2回目の商品の発送通知メールが届き、4回の定期購入契約であったとはじめて知った。「お試し分を飲んでも効果がなかったため、2回目以降は解約したい」と業者に申し出たところ、「4回の定期購入である」と言われた。広告では定期購入契約だとはわからなかった。2回目以降の商品を受け取らず、代金も支払いたくないが、電話がつかない。

➡ ホームページを確認し、回数・総額等があらかじめ記載されていたか確認する。記載がなければ、解約について交渉できます。

・インターネットで激安のブランド財布を注文。料金を振り込んだが、商品が届かない。購入先の連絡先が分からない。

➡ 通信販売の場合は特に激安の商品には注意すること。注文する前に、業者の住所・電話番号・振込先等を確認しましょう。



・恐れ、恋心につけ込まれた契約

・インターネットで見つけた芸能事務所のオーディションを受けて合格した。芸能スクールに通うため、入学金15万円と月謝を払うよう強く言われたが、高額で支払えない。

➡ 活動内容や費用を必ず確認しましょう。予想外の高額なレッスン料を請求されたり、アダルトビデオへの出演を求められたりするケースがあります。その場での契約は避けましょう。

・出会い系サイトで知り合った女性に誘われ、ジュエリーのイベントに行った。80万円のダイヤのネックレスを勧められ、借金して契約したが、商品を受け取る前に女性と連絡が取れなくなった。

➡ 相手の“好意”は商品を守るための手口です。「相手のために買ってあげたい」という心理を利用して勧誘を断りにくくしています。



「暮らしの豆知識」より引用

キャッシュレスと消費生活

先進国だけでなく、世界ではキャッシュレス化が加速しています。決済手段の多様化は、スマホやネットワークなどの技術の進化と密接で、お金の知識だけでなく、お金を管理する仕組み(技術)を理解し、使いこなすことが、キャッシュレス社会を快適にし、豊かな暮らしへ繋がります。最初の一步は、お金について学ぶことから始めましょう!



キャッシュレスとは、「代金を支払うときに、現金以外を使う」ことです。

クレジットカードで代金を支払う。交通系ICカードで電車に乗る。税金や家賃等を銀行引き落としにしている場合もキャッシュレスによる決済になります。

キャッシュレスの仕組みは、「前払い」「即時払い」「後払い」の3種類に分けられます。

プリペイド方式と呼ばれるもので、あらかじめ金額をチャージする電子マネー、ギフト券等。

前払い



即時払い

デビットカードのように、支払いと同時に銀行口座から引き落とされるもの。



クレジットカードのように、後日請求される支払方法。

後払い



〇〇payなどの「コード読み取り型」と呼ばれる決済方法も増加しています。店舗に置かれたQRコードをスマートフォンの専用アプリで読み取ったり、QRコードやバーコードを表示させて店舗のPOS端末で読み取ったりする方法です。これらも各サービスによって、前払い、即時払い、後払いに分かれます。



「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。